

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月及び10年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年12月
② 平成10年3月

申立期間①については、母親が、町役場で国民年金の加入手続を行い、その場で保険料を納付してくれた。その時、母親は、私が※月生まれなのに、前月※月の保険料から納付しないといけないのか疑問に思っていたので、役場担当者から説明を受けた上で納付したことをしっかりと憶えている。

申立期間②については、国民年金の再加入の手續や納付方法については憶えていないが、平成8年7月に就職して以降は、自分で手續を行い、保険料を納付してきた。たとえ1日の未加入期間があったとしても、国民年金に加入し、保険料を納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金の加入手続を行い、同期間の保険料を納付したとする母親は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間①当時、町役場の窓口で国民年金保険料を納付することが可能であったことが確認でき、母親は、平成4年※月に20歳となる申立人の国民年金保険料を3年※月分から納付しなければいけない理由を確認した上で、加入手続と同時に町役場の窓口で保険料を納付したと具体的に供述しており、申立内容に不自然さはみられない。

申立期間②については、申立人は、計3回にわたる厚生年金保険の加入期間前後の国民年金被保険者となるべき期間について、申立期間②を除き、国民年金保険料を納付している。

また、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の加入期間前後の国民年金

被保険者となるべき期間であった平成9年3月は、申立期間②と同様に同年3月31日のみの国民年金加入期間であるところ、同期間の国民年金保険料は、10年2月に国民年金被保険者資格を追加取得した直後に過年度納付されていることが確認でき、申立人がこの資格取得手続及び過年度納付を行った同年2月の直後である申立期間②に係る被保険者資格の取得手続を行い、保険料を納付したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について、事業主が社会保険事務所に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成9年5月から同年7月までの期間は36万円、同年8月から10年9月までの期間は44万円、同年10月から11年3月までの期間は38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月1日から11年4月1日まで
A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。
申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間当時の給与明細書により、申立人は、平成9年5月から同年7月までの期間は36万円、同年8月から10年9月までの期間は44万円、同年10月から11年3月までの期間は38万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人のA事業所における申立期間の標準報酬月額は、平成9年5月から同年7月までの期間は36万円、同年8月から10年9月までの期間は44万円、同年10月から11年3月までの期間は38万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成11年5月31日）の後の同年6月7日付けで、9年5月1日に遡^{そきゅう}及して10万4,000円に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立人は、A事業所において監査役の立場であったところ、同事業所の事業主は、「申立人は従業員として勤務しており、経営や

社会保険関係の事務には関与しておらず、監査役は名目のみであった。」と証言している上、申立人は昭和53年11月から平成11年5月まで雇用保険に加入していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管するA事業所の滞納処分票から、申立人が平成11年5月12日に初めて社会保険事務所に対し、同事業所が適用事業所でなくなることに關する説明を求めていることが確認でき、申立人は、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、遡及して記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成9年5月から同年7月までの期間は36万円、同年8月から10年9月までの期間は44万円、同年10月から11年3月までの期間は38万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月13日から29年8月6日まで
昭和28年7月13日から29年8月6日までの間、A丸に水夫として乗船し、船員手帳も交付されているにもかかわらず、船員保険の加入記録が無い。

船員保険料の控除を証明する資料等はないが、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A丸に乗船していたことは、申立人から提出された船員手帳から確認できる。

しかしながら、A丸（船舶所有者B）は、昭和41年7月9日に全喪しており、事業主も既に死亡している上、申立期間当時、A丸に乗船していた申立人を除く船長等4人のうち、3人は死亡しており、残る1人も申立人について記憶しておらず、申立人の船員保険料控除に関する証言を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管するB所有のA丸に係る船員保険被保険者名簿において申立人の氏名は確認できず、船員保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立人が申立期間以前から乗船していたと記憶している申立人の伯父の氏名についても同名簿において確認できないことから、事業主が船員保険の加入手続を行っていなかった船員がいることが推認でき、申立人についても船員保険の加入手続が行われていなかった可能性がうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 21 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については、脱退手当金が支給されていると言われた。

しかし、脱退手当金を請求し受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給決定されていることを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和40年8月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間当時、A事業所に勤務し、脱退手当金を受給した従業員は、「退職当時、会社は、結婚退職する女性被保険者には脱退手当金の請求を勧めていた。私は結婚退職であり、会社に手続をしてもらったと思う。」と証言していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性を否定できない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年6月から同年9月まで
② 昭和34年3月から35年8月まで
③ 昭和37年3月から同年10月まで

申立期間①において、A事業所で、申立期間②において、B事業所で、申立期間③において、C事業所で、それぞれ勤務していた。いずれの事業所においても、毎月の給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、それぞれの申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は当時の事業所の所在地を具体的に記憶しており、A事業所に勤務していた可能性がうかがわれるものの、申立人は業務内容や同僚の氏名についての記憶が明確ではない上、申立期間当時に勤務していた従業員3人から聴取しても、申立人についての記憶が無く、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していた事実を確認できない。

また、申立期間当時の事業主は、「アイスクリームの製造のため、春から夏にかけて多くのアルバイトを雇っていた。アルバイトは、厚生年金保険に未加入だった。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人の氏名は確認できず、申立期間に係る健康保険被保険者番号にも欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

2 申立期間②については、申立人が所持する写真及び同僚の証言から、申立人が申立期間当時、B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が申立期間当時一緒に勤務していたと記憶している同僚は、社会保険事務所が保管するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名が確認できない上、申立期間当時に勤務していた別の同僚は、「申立期間当時、非常勤のアルバイトが勤務していた。」旨の証言をしていることから、当該事業所においては、雇用形態によって厚生年金保険に未加入であった者がいた可能性がうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人の氏名は確認できず、申立期間に係る健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 申立期間③については、申立人が所持する写真及び同僚の証言から、申立人が申立期間当時、C事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時のC事業所の事務担当者は、「事業主の紹介等で入社した者を除き、ほとんどの従業員は、半年ぐらいの試用期間を経て正社員となり、正社員になってから厚生年金保険に加入していた。」と証言しており、申立人が申立期間当時一緒に勤務していたと記憶している同僚は、当該事業所において、申立期間後の昭和37年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人が、「求人募集の広告等を見て、自ら応募して就職した憶えがある。」と供述していることを踏まえると、申立人についても試用期間が設けられていた可能性がうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管するC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月から33年4月まで
申立期間において、A事業所B支社に勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所B支社（現在、C事業所B支社）に勤務していたことは、申立人から提出された写真及び申立期間当時に勤務していた同僚の証言から確認できる。

しかしながら、C事業所は、「当社では、外務員に関しては、昭和49年から厚生年金保険への加入を開始した。ただし、外務員の中でも支部長については、それ以前から厚生年金保険に加入させていた。」と回答しているところ、申立人の供述及びその同僚の証言から、申立人は申立期間当時、支部長ではない一般の外務員として同事業所B支社に勤務していたことが確認できる上、申立人は、「健康保険料は、給与からは控除されていなかったと思う。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管するA事業所B支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立期間当時の事務担当者と推測される同僚3人は、既に死亡又は連絡先不明であり、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年ころから 37 年ころまで
② 昭和 37 年 6 月から同年 12 月まで
③ 昭和 41 年 7 月から 42 年 10 月 1 日まで

申立期間①においてはA事業所に、申立期間②においてはB事業所に、申立期間③においてはC事業所D営業所に、それぞれ正社員として勤務していたので、それぞれの期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が勤務していたとするA事業所の所在地は、申立人が主張するとおりであることは、当時の住宅地図により確認できるものの、申立人は、「A事業所は喫茶店であり、この店でウェイターとして勤務していた。」と述べていることから、同事業所の業種が飲食店であり、当時非適用事業所であったと推認できる上、社会保険庁の記録からも厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認することができない。

また、申立人がA事業所の事業主であったと主張する者も既に死亡している上、申立人が同僚について記憶していないことから同僚の証言を得ることができず、申立人が申立期間において同事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していた事実を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人が勤務していたとするB事業所は、所在地として申立てのあった地域に存在していたことを確認することができない上、社会保険事務所が保管する事業所記号払出簿においても、申立期間②当時、

同事業所が適用事業所であったことを確認することができない。

また、申立人がB事業所の本社であると主張するE事業所（申立期間当時は、F事業所）は、「当時の資料が無いため、G市に出張所が存在したこと、出張所を含め一括して厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができず、申立人が勤務していたことに関する記録も見当たらない。」と証言している上、申立人が記憶している申立期間②当時、本社からB事業所に赴任してきた所長についても確認することができず、申立人が申立期間において同事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していた事実を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人がC事業所D営業所に同期間直後の昭和42年10月から同年11月まで勤務していたことは、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

しかしながら、申立人が勤務していたことを記憶していたC事業所D営業所の元社員は、「この事業所で営業を行っていた社員の在籍期間は2か月から3か月くらいであり、入れ替わりが激しく、社員が長期間在籍しない職場であった。」と証言している上、申立人は、「この事業所での在籍期間は、申立期間（15か月）もなかったかもしれない。」と勤務期間について曖昧な供述をしている上、同事業所本社には、申立期間当時の申立人に係る資料が無く、申立人の同事業所における在籍期間を特定することができない。

また、申立人と同時期にC事業所D営業所において厚生年金保険に加入していた社員は、「申立人に関しては憶えていないが、この事業所の方針として3か月間程度の見習期間を経た後に厚生年金保険に加入させてもらった。」と証言しており、同事業所は、申立人についても入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料は無く、周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月1日から34年8月1日まで
A事業所に昭和25年8月1日から34年7月31日まで継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の被保険者資格が28年2月1日に喪失とされている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA事業所に勤務していたことは、申立期間当時一緒に勤務していた複数の同僚の証言から推認できる。

しかしながら、A事業所は、社会保険庁の記録では、昭和28年2月1日に全喪しており、申立期間において適用事業所とはなっていない上、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含め同事業所の全喪日まで厚生年金保険被保険者資格を有していた従業員21人全員が同日付けで同資格を喪失していることが確認でき、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことがうかがわれる事情は見当たらない。

また、申立期間当時、申立人と一緒にA事業所に勤務していた同僚から聴取しても、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言を得ることができない上、当該同僚についても申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 40 年 7 月 1 日まで
申立期間において、A事業所に勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録によると、昭和 40 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得、42 年 3 月 20 日に同資格喪失とされている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA事業所に勤務していたことは、同事業所の事業主の証言から推認できる。

しかしながら、A事業所の事業主は、「申立期間当時、事業所には社会保険に関する知識を有した従業員がおらず、社会保険事務に関しては会計士に委託していたと思われ、その会計士に申立人の被保険者資格の取得手続の依頼を忘れていたのではないか。」と証言している上、申立期間当時勤務していた事業主の姉も、「社会保険事務は会計士が行っていたと思う。」と証言しているところ、同事業所の事務に関与していたと思われる会計士は既に死亡しており、同事業所において社会保険の事務を行っていたと申立人が説明する当時の従業員の証言も得ることができず、申立期間当時、申立人が厚生年金保険に加入していたことを確認することができない。

また、A事業所には、申立期間当時の厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料が無い上、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票の中に、申立期間における申立人の記録が無い。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。